

大阪府新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所・施設における
感染防止対策支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 府は、介護サービス事業所・施設が、感染防止対策を継続的に行うため、衛生用品等の購入に必要な経費を支援することを目的とし、予算の定めるところにより、大阪府介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱（令和3年4月8日老発0408第1号厚生労働省老健局長通知）に基づき、介護サービス事業者に対し、必要な経費を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）及び地域医療介護総合確保基金管理運営要領に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業等)

第2条 補助金の補助事業、対象経費及び補助額等は別記のとおりとする。

2 補助金の額の算定に当たって千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請及び実績報告)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条第1項の規定による申請及び規則第12条の規定による実績報告について、次に掲げる書類を知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 大阪府新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業補助金交付申請書（兼実績報告書）（様式第1号）
- (2) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び額の確定)

第4条 知事は、前条の交付の申請があり、これを適正と認めるときは、規則第5条の規定により、予算の範囲内で補助金の交付の決定をするとともに、規則第13条の規定により、額の確定を行い、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第5条 知事は、前条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を交付する。

(交付の条件)

第6条 規則第6条第2項の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に係る収入及び支出との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、承認を受けた日）

の属する年度の終了後5年間保管しておくこと。

- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに基金事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他財産（以下「財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。
- (3) 規則第19条の規定により知事の承認を受けて補助事業により取得した財産等を処分することにより収入があった場合には、その全部又は一部を府に納付させることがあること。
- (4) 補助事業により取得した財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、大阪府新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第2号）により速やかに知事に報告すること。なお、知事に報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を納付すること。
- (6) 交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について府へ納付しなければならないこと。

（立入調査）

第7条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があると認められるときは、補助金の交付決定を受けた事業者に対して、必要な事項を報告させ、又は、本府職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（補助金の返還等）

第8条 補助金の交付を受けた補助事業者が、次の（1）から（4）のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて当該取り消しに係る部分の補助金の返還を命ずることがある。

- (1) 補助金の交付決定にあたり、規則第6条第2項の規定により知事が付した条件を順守しなかったとき
- (2) 正当な理由なく補助金の検査等を拒否したとき
- (3) 補助に関する帳簿、証拠書類、台帳の不備があったとき
- (4) 虚偽の申請その他の不正な方法によって補助金の交付を受けたことが明らかになったとき

(他の補助金等との重複の禁止)

第9条 補助事業者は、この補助事業により補助金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別途定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月27日から施行し、令和3年10月1日から適用する。

別記

補助事業、対象経費及び補助額等

以下の介護サービス事業所・施設が、感染防止対策を継続的に行うため、衛生用品等の購入に必要な経費の支援を行う。

ア 対象となる事業所・施設

通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、居宅療養管理指導事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所及び地域密着型特定施設入居者生活介護事業所

イ 対象経費

令和3年10月1日から12月31日までの衛生用品の購入費用及び感染症対策に要する備品の購入費用

ウ 補助額

別表のとおりとする。